

公認メンバー事務所様へのご案内

単体契約プランを利用する顧問先様にまつわる
報酬規約及び顧客紹介規約の改定について

この度、弊社が提供しております「単体契約課金額に応じた報酬支給規約」及び「マネーフォワード クラウド公認メンバー制度 顧客紹介に関する規約」について、規約の一部改定を実施いたします。今回対象となる範囲は以下の通りとなります。

対象となる特典	「単体契約課金額に応じた報酬支給」「顧問先紹介プログラム」
改定日時	2025年2月1日

※単体契約プランを利用する報酬の改定であり、「顧問先のクレジットカード課金額に応じた報酬支給」には影響ありません

※「スモールビジネス」「ビジネス」「パーソナルミニ」「パーソナル」「パーソナルプラス」のいずれかのプランをご契約いただいている対象顧問先様については、今回の改定対象範囲外です。

対象規約		改定事項
単体契約課金額 に応じた報酬支給規約	顧客紹介に 関する規約	
✓		① 報酬の算出方法及び支給期間
✓	✓	② 報酬対象範囲
✓	✓	③ 報酬料率
✓		④ 顧問先とのクラウドパートナー画面で アカウントが連携された時期
	✓	⑤ 報酬発生条件

本改定は、公認メンバー特典の受け取り対象となる士業様の、「対象サービスの拡充」を主な目的として実施いたします。ご質問・ご要望等がございましたら、担当宛にお問い合わせいただければ幸いです。

今後とも、皆様のご意見をいただきながら、サービスの向上・改善に努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

改定内容

① 「単体契約課金額に応じた報酬支給規約」における報酬の算出方法及び支給期間

「単体契約課金額に応じた報酬支給規約」における報酬の算出方法及び支給期間に関して、以下のように変更いたします。

	改定前	改定後
報酬の基準 となる金額	対象顧問先様が単体契約プランへ変更した月の、 単体契約プランの課金支払実績（当月の課金額）	対象顧問先様が単体契約プランを利用するサービスすべての 毎月の利用料
支給期間	2年間	期間の定めなし

②「単体契約課金額に応じた報酬支給規約」「顧客紹介に関する規約」における報酬対象範囲

「単体契約課金額に応じた報酬支給規約」「顧客紹介に関する規約」における報酬の対象範囲に関して、以下のように変更いたします。

対象規約		改定前	改定後
報酬対象範囲	単体契約課金額に応じた報酬支給規約	下記をすべて満たす場合 1) 「スモールビジネス」「ビジネス」「パーソナルミニ」「パーソナル」「パーソナルプラス」のいずれかのプラン 2) クレジットカード支払いで利用 3) 当月に単体契約プランへ移行	マネーフォワード クラウド会計 マネーフォワード クラウド給与 マネーフォワード クラウド請求書 マネーフォワード クラウド経費 マネーフォワード クラウド勤怠 マネーフォワード クラウドマイナンバー マネーフォワード クラウド年末調整 マネーフォワード クラウド社会保険 マネーフォワード クラウド債務支払 マネーフォワード クラウド契約
	顧客紹介に関する規約	マネーフォワード クラウド会計Plus マネーフォワード クラウド固定資産 マネーフォワード クラウド請求書Plus マネーフォワード クラウド連結会計 マネーフォワード クラウド個別原価 マネーフォワード クラウド契約midプラン	上記に加え、以下のサービスが対象 マネーフォワード クラウド会計Plus マネーフォワード クラウド連結会計 マネーフォワード クラウド固定資産 マネーフォワード クラウド請求書Plus マネーフォワード クラウド請求書Plus for Salesforce マネーフォワード クラウド個別原価 マネーフォワード クラウドインボイス送付 マネーフォワード クラウド債権管理 アカウント統制オプション

③「単体契約課金額に応じた報酬支給規約」「顧客紹介に関する規約」における報酬料率

「単体契約課金額に応じた報酬支給規約」「顧客紹介に関する規約」における報酬料率に関して、以下のように変更いたします。

	対象規約	公認メンバーランク	改定前	改定後
報酬料率	- 単体契約課金額に応じた報酬支給規約 - 顧客紹介に関する規約	プラチナメンバー	20%	10%
		ゴールドメンバー	8%	10%

※「スモールビジネス」「ビジネス」「パーソナルミニ」「パーソナル」「パーソナルプラス」のいずれかのプランをご契約いただいている対象顧問先様については、従来通りプラチナメンバー：20%、ゴールドメンバー：8%の報酬料率にてお支払いいたします。

④「単体契約課金額に応じた報酬支給規約」における

顧問先とのクラウドパートナー画面でアカウントが連携された時期

単体契約課金額に応じた報酬支給規約」における顧問先とのクラウドパートナー画面でアカウントが連携された時期に関して、以下のように変更いたします。

	改定前	改定後
アカウントが連携された時期	顧問先様が単体契約プランへ移行した前月末にマネーフォワードクラウドパートナー画面上で、対象メンバーランクの貴事務所に紐づいている	顧問先様が、当社との間で単体契約プランの契約を締結した日から3ヶ月後までにマネーフォワードクラウドパートナー画面上で、対象メンバーランクの貴事務所に紐づいている

⑤「顧客紹介に関する規約」における報酬発生条件

「顧客紹介に関する規約」における報酬発生の条件に関して、以下のように変更いたします。

	改定前	改定後
報酬発生条件	弊社指定の紹介フォームより申請後、 顧問先様が契約に至った場合	下記をすべて満たす場合 1) 弊社指定の紹介フォームより申請後顧問先様が契約に至った場合 2) 顧問先様が、当社との間で単体契約プランの契約を締結した日から3ヶ月後までにマネーフォワードクラウドパートナー画面上で、対象メンバーランクの貴事務所に紐づいている

注意事項

- ご登録いただいた内容に不備があった場合や報酬支給条件を満たさなかった場合は、お支払の対象外となります。
- 過去紹介があり顧問紹介の特典対象企業が2025年2月以降に成約になった場合は、新制度での料率を適用いたします。
- 本報酬内容は、都合により予告なく内容の変更や終了する場合がございます。